

平成28年度第2回建設工事における入札・契約制度の改正 説明会

【平成29年4月1日施行】

日時：平成29年2月15日（水）11:00～ 大崎合庁1階大会議室
16日（木）11:00～ 登米合庁5階大会議室
27日（月）11:00～ 県庁講堂2階
28日（火）11:00～ 県庁講堂2階

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 説明事項

- (1) 宮城県建設工事総合評価落札方式の手引きの改正について
- (2) 震災特例の適用期間の見直し及び取扱いについて
- (3) 建設工事入札参加登録等における一級技術者の取扱いについて

4 質疑応答

5 閉 会

総合評価落札方式の改正について

1. 改正の方針

「新・みやぎ建設産業振興プラン」の理念
みやぎの将来を力強く支える建設産業の再生

「入札契約制度において地域の優良な企業の受注機会の確保を図る」

技術力の丁寧な評価

「地域の守り手」
としての評価拡充

2. 総合評価落札方式の改正事項

価格以外の評価点において

- 【優れた技術力を持つ企業】
- 【住民生活の維持, 向上に貢献する地域の優良企業】

に関連した評価項目に重点的に加点し拡充する。

【総合評価落札方式 4形式（19工種）を全て改定】

3. 総合評価点の変更

【標準型：土木一式工事の場合】

総合評価点 102点満点 ↓+8点 110点満点	=	価格評価点 70点満点 ↓ 変更なし	+	価格以外の評価点 32点満点 ↓+8点 40点満点
-----------------------------------	---	-----------------------------	---	------------------------------------

4. 価格以外の評価点の改正(共通事項)

評価の視点	評価項目	改正方針	
		評価点	主な改正内容
技術力	企業評価	3点 ↓ 6点	<企業評価> ①企業の工事成績評定において、評価区分を3区分から5区分に細分化し、加点対象となる成績評点を70点以上から75点以上に引き上げる ②地域の企業が有する地域に精通する力を地理的条件として、新たに評価対象に加える ・地域の企業の定義としては (ア)土木事務所、地域事務所の管内毎に (イ)10年以上本社・本店を経営している事とする
	配置する技術者の評価	5点 ↓ 8点	<配置する技術者の評価> ③配置技術者の工事成績評定について、評価区分を4区分から5区分に細分化し、加点対象となる成績評点を70点以上から80点以上に引き上げる
社会性	労働福祉	2点 ↓ 変更なし	—
地域性	地域・貢献	5点 ↓ 7点	<地域貢献> ④地域・貢献の全ての評価項目において、県内一律評価を改め、地域における実績を重視した評価にシフトする ⑤災害時における地域貢献の実績評価において、災害基本法に基づく「指定地方公共機関」を防災協定より上位に評価する
	震災貢献	2点 ↓ 変更なし	・将来廃止予定
施工計画	施工計画等	15点 ↓ 変更なし	—
	施工の手順(工程表)		
	品質管理の頻度・方法 施工上の課題に対する技術的所見		
計		改正前 32点 → 改正後 40点 (+8点)	

5. 価格以外の評価点の改正内容

【企業評価】

評価項目	評価基準	評価点	
		現行	変更(案)
同種工事の経験 (過去10年間)	実績なし	0.000	0.000
	実績あり	0.375	0.250
	実績あり かつ管内での実績 <small>(建築・設備については 市町村発注工事も対象)</small>		0.500
工事成績評定 (過去5年間の平均)	70点未満または実績なし 74点以下または実績なし	0.000	0.000
	70点以上80点未満 75~77点	0.375	0.250
	80点以上 78~79点	0.750	0.500
	80~81点		0.750
	82点以上		1.000
優良建設工事表彰等 (過去5年間)	表彰実績なし	0.000	0.000
	表彰実績あり(1回)	0.750	1.000
	表彰実績あり(2回以上)	1.500	2.000
ISO等認証取得状況	認定未取得	0.000	0.000
	ISO9001、ISO14001またはみちのく環境管理規格の何れかひとつを取得	0.188	0.250
	ISO9001及びISO14001の取得またはISO9001及びみちのく環境管理規格の取得	0.375	0.500
【新規追加】 地理的条件	工事箇所同一管内に本社・本店なし または、10年未満所在		0.000
	工事箇所同一管内に本社・本店10年以上所在 かつ工事成績評定過去5年間平均80点未満		1.000
	工事箇所同一管内に本社・本店10年以上所在 かつ工事成績評定過去5年間平均80点以上		2.000

【配置する技術者の評価】

評価項目	評価基準	評価点	
		現行	変更(案)
同種工事の経験 (過去10年間)	実績なし	0.000	0.000
	実績あり	0.500	0.500
	実績あり かつ管内での実績 <small>(建築・設備については 市町村発注工事も対象)</small>		1.000
工事成績評定 (過去5年間の最高評点)	70点未満または実績なし 79点以下または実績なし	0.000	0.000
	70点以上80点未満 80~81点	0.500	0.500
	80点以上85点未満 82~83点	1.000	1.000
	85点以上 84~85点	2.000	2.000
	86点以上		3.000
宮城県建設工事事故防止優良者表彰等、または同表彰等工事の(監理)主任技術者としての実績(過去5年間)	表彰実績なし	0.000	0.000
	表彰実績あり(1回)	1.000	2.000
	表彰実績あり(2回以上)	2.000	3.000
継続教育(CPD)の取組状況	証明なし	0.000	0.000
	証明あり(奨励単位の1/2未満)	0.125	0.250
	証明あり(奨励単位の1/2以上奨励単位未満)	0.250	0.500
	証明あり(奨励単位以上)	0.500	1.000

【地域貢献】

評価項目	評価基準	評価点	
		現行	変更(案)
県内企業の活用計画割合	県内企業30%未満	0.000	0.000
	県内企業30%以上100%未満 県内企業30%以上70%未満	0.357	0.250
	県内企業100% 県内企業70%以上	0.714	0.500
	県内企業70%以上 かつ管内企業50%以上		1.000
宮城県または県内市町村の管理する道路の除融雪業務の実績(過去5年) ※標準型(技術提案型)対象外	実績なし	0.000	0.000
	市町村の管理する道路の除融雪業務の実績あり	0.357	0.250
	県の管理する道路の除融雪業務の実績あり	0.714	0.500
	県の管理する道路の除融雪業務の実績あり かつ管内の実績		1.000
宮城県または県内市町村の施設管理業務の実績(過去5年)	実績なし	0.000	0.000
	市町村の施設管理業務の実績あり	0.357	0.250
	県の施設管理業務の実績あり	0.714	0.500
	県の施設管理業務の実績あり かつ管内の実績		1.000
宮城県のスマイルサポーターとしての実績(過去5年)	実績なし	0.000	0.000
	県のスマイルサポーターとしての実績あり 県のスマイルサポーターとしての実績あり かつ管内の実績	0.125	0.250
防災協定等の有無 ※標準型(技術提案型)対象外	防災協定なし	0.000	0.000
	県以外(国、市町村)との防災協定あり	0.714	0.500
	県との防災協定あり、又は指定公共機関	1.429	1.000
	指定地方公共機関 指定地方公共機関 かつ管内企業	1.500	2.000
県内での災害における地域貢献の実績(過去5年) ※標準型(技術提案型)対象外	実績なし	0.000	0.000
	実績あり	0.714	0.500
	実績あり かつ管内での実績		1.000
	実績なし	0.000	0.000
県内での企業の社会的責任等(CSR)の実績(過去2年)	実績あり	0.714	0.500
	実績あり かつ管内での実績		0.750

【労働福祉】

評価項目	評価基準	評価点	
		現行	変更
建設業退職金共済制度導入の有無	自社未導入	0.000	変更なし
	自社導入、一次下請負予定業者に未導入業者がいる	0.182	
	自社導入、(下請なし)または、自社及び全一次下請負予定業者導入済み	0.364	
労働福祉 現行:2点 変更なし	退職一時金制度、企業年金制度導入の有無	未導入 導入済み	0.000 0.182
	障害者雇用状況	法定雇用義務未達成、雇用障害者0人 法定雇用義務達成、障害者雇用1人以上	0.000 0.182
労働条件の明示	労働条件を明示していない下請予定業者がいる	0.000	
	自社及び全下請予定業者が労働条件を明示している	0.188	

【施工計画等】

評価項目	評価基準	評価点	
		現行	変更
施工計画等 現行:15点 変更なし	施工の手順(工程表)※1	評価の視点(5項目)× (優(2点)・良(1点)・可(0点)・不適切(-1点))	-7.5~ 15.0
	品質管理の頻度・方法等		
	施工上の課題に対する技術的所見		変更なし

※1・発注者が、3項目の中から2項目を選定
・1項目あたり、5つの視点を設定(1視点当たり 2点~1点で評価)

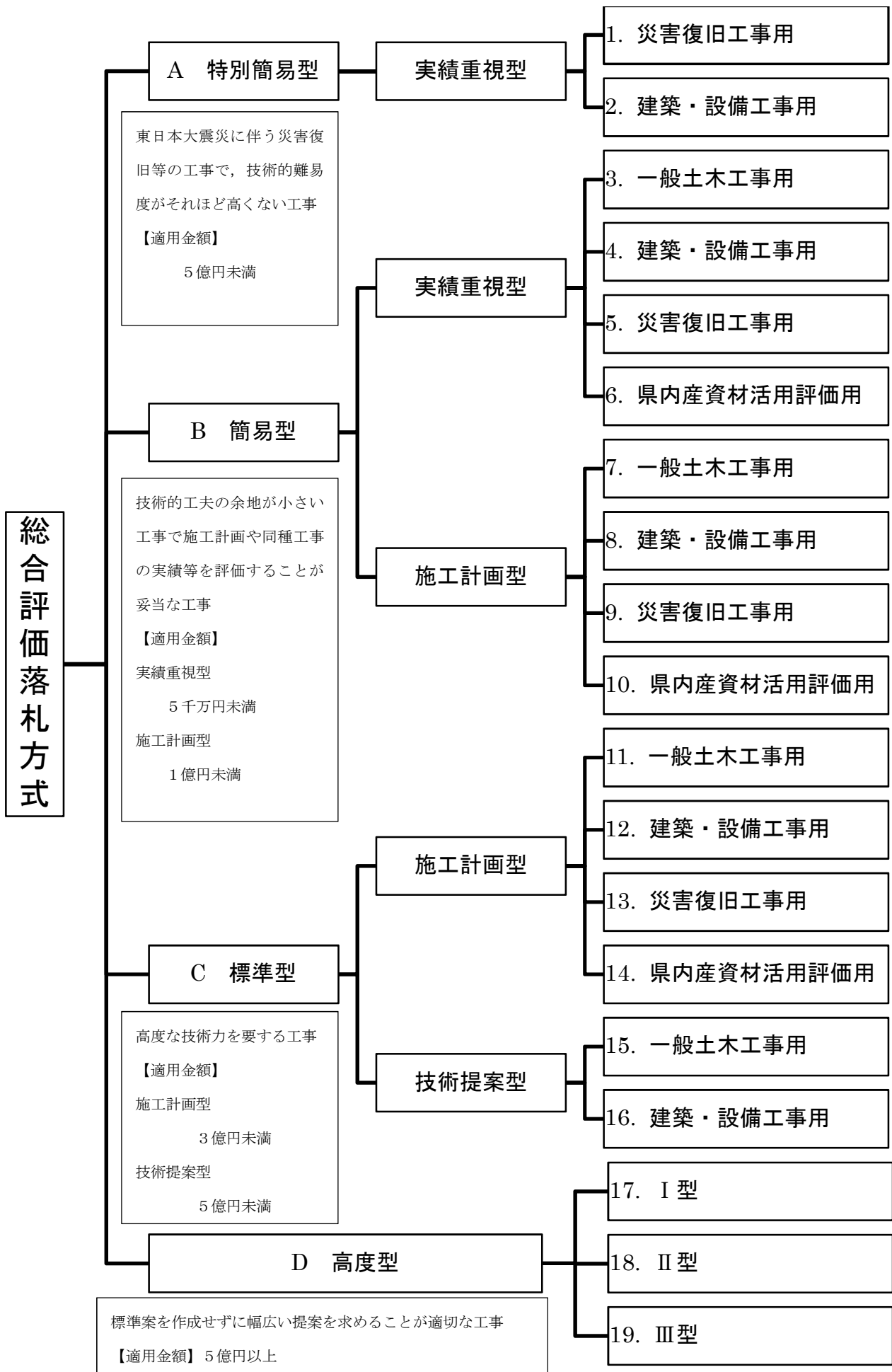
【管内の定義】

県内の土木事務所及び地域事務所の管内

- 大河原管内
- 仙台管内
- 北部管内
- 栗原管内
- 登米管内
- 東部管内
- 気仙沼管内

今回の改正の対象形式

総合評価落札方式 4形式（19工種）全てを対象に改正



震災特例の適用期間の見直し及び取扱いについて

[平成29年4月1日施行]

宮城県出納局契約課



改正点

震災特例の適用期間の見直し及び取扱いについて

概要

- 東日本大震災からの早期復旧・復興を目指し、県発注工事の入札契約手続き等に関する様々な特例措置を講じてきており、10項目の震災特例を継続しています。
- 復旧復興事業のピークは過ぎたものの、未だに継続されていることを踏まえ平成29年度は、震災特例10項目のうち、9項目を継続とし1項目を廃止し、運用していくこととします。

震災特例 10項目 { うち9項目 継続
うち1項目 廃止

- また、災害復旧工事（東日本大震災を除く）の入札不調対策や震災特例の廃止（1項目）による影響の緩和策として、その他特例を2項目新設し、運用します。

その他特例 ⇒ ⇒ ⇒ 2項目 新設

震災特例 10項目について

◆ 継 続

- ① 契約締結後における単価適用年月の変更
- ② 公告日における積算基準及び設計単価の適用年月日の前月適用
- ③ 地域ブロック適用緩和と不調後の再発注時の取扱い
- ④ 舗装工事の下請負を請負額の5割まで緩和
- ⑤ オープンブック方式の適用緩和
- ⑥ 低入札価格調査の簡素化・迅速化
- ⑦
- ⑧ 総合評価落札方式 特別簡易型（実績重視型）の導入
- ⑨ 東日本大震災での災害対応について加点評価
- ⑩ 下請負企業，下請金額変更時の工事成績減点の緩和

◆ 廃 止

- ⑦ 予定価格1億円未満の最低価格落札方式（最低制限価格適用）
（対象工種：土木一式，建築一式，災害公営住宅に係る電気工事・機械器具設置工事・管工事）

2

震災特例⑦（廃止）

最低価格落札方式（最低制限価格適用）の適用廃止について

✓ 最低価格落札方式（最低制限価格適用）とは、

最低制限価格を下回らない金額で入札した者のうち、最も価格の低い者が落札者となります。価格のみの競争であり、企業の技術力や経験実績等は評価されません。

最低制限価格：工事内容に適合した履行を確保するために設ける価格で数式により算出される価格。

・ 入札不調発生率が特に高い予定価格1億円未満の工事については、入札不調対策を目的に、平成25年5月7日から期間限定で、総合評価落札方式に代わり、特例として最低価格落札方式（最低制限価格の適用）を実施してきたところで

・ 災害復旧工事を除く入札不調率は、低下傾向にあることから、価格のみの競争入札である最低価格落札方式の適用を廃止し、優れた技術力、経験実績及び地域貢献等を評価する総合評価落札方式の適用へ戻します。

（平成29年度は、廃止に伴う激変緩和策として、その他特例①を設けます。）

3

震災特例⑦ (廃止)

最低価格落札方式 (最低制限価格適用) の適用廃止について

◆ 改正前

一般競争入札

- ・ 予定価格 1 億円未満 (税込) の下記の工事
- ・ 土木一式工事, 建築一式工事及び災害公営住宅の 3 工事 (電気工事, 機械器具設置工事及び管工事)

最低価格落札方式 (最低制限価格適用)

工 種	予定価格 (税込)	
	250万円以上 1億円未満	1億円以上
下記の工事以外	総合評価落札方式 (調査基準価格適用)	
土木一式工事 建築一式工事	最低価格落札方式 (最低制限価格適用)	
災害公営住宅の 電気工事 機械器具設置工事 管工事	最低価格落札方式 (最低制限価格適用)	

◆ 改正後

一般競争入札

- ・ 予定価格 1 億円未満 (税込)
- ・ すべての工事

総合評価落札方式 (調査基準価格適用)

工 種	予定価格 (税込)	
	250万円以上 1億円未満	1億円以上
すべての工事	総合評価落札方式 (調査基準価格適用)	

4

その他特例①について (新設)

総合評価落札方式 簡易型 (実績重視型) の適用範囲を
「250万円以上5千万円未満」から「250万円以上1億円未満」へ
適用範囲を拡大する取扱い

<新設の背景>

「震災特例⑦の廃止に伴う
1億円未満の工事への影響
を緩和するものです。」



◆ 改正前

震災特例⑦

最低価格落札方式 (最低制限価格適用)
予定価格 1 億円 (税込) 未満
土木一式, 建築一式及び災害公営住宅に係る 3 工事



廃止 震災特例⑦

最低価格落札方式 (最低制限価格適用)
予定価格 1 億円 (税込) 未満
土木一式, 建築一式及び災害公営住宅に係る 3 工事

緩和対策 その他特例①

総合評価落札方式 簡易型 (実績重視型)
適用上限額を設計額 1 億円 (税込み) へ
引き上げ

5

その他特例②について (新設)

地域ブロック適用緩和と不調後の再発注時の取扱いについて

✓ 地域ブロック適用緩和（震災特例③）とは、
 入札不調対策として、当初の発注から地域ブロック限定とすることなく、
 県内限定（本社本店）の地域要件を設定できるもの。また、入札不調が発生した場合は、再発注に際し、指名競争入札又は随意契約を選択可能とした取り扱い。

<内容>

東日本大震災以降に発生した豪雨災害等の災害復旧工事では、入札不調が数多く発生しています。

大震災に伴う復旧復興工事に適用していた震災特例③を準用し、豪雨災害等のすべての災害復旧事業においても適用可能とします。

◆改正前

震災特例③

地域ブロック適用緩和と
不調後の再発注時の取扱い

◆改正後

震災特例③ 継続
対象：東日本大震災に伴う復旧・復興工事

その他特例②
対象：すべての災害復旧工事に適用

準用

施行日について

平成29年4月1日以降に公告又は通知する案件から適用します。

建設工事の入札参加登録における 一級技術者の取扱いに関する要領について

1 趣旨

○入札参加登録の更新日（4月1日）において、一級技術者数が上位等級の条件を満たす状況となっていれば、一級技術者の変更届の提出により等級格付けを変更できる旨を規定した、新たな要領を策定することとしたものです。

○対象業者

総合評点や完成工事高は上位等級の条件を満たすも、一級技術者数の基準を満たさないため下位等級に格付けされている県内本社の業者。

○対象業種

一級技術者数が入札参加登録の等級格付け条件になっている業種が対象。

土木一式、プレストンクリート、建築一式、とび・土工・コンクリート、
法面、鋼構造物、鋼橋上部工、舗装、しゅんせつ、水道施設

2 留意点

①入札参加登録申請時に提出した経営規模等評価結果通知書の一級技術職員数が、入札参加登録更新日現在で増員となり、より上位の等級へ格付けできる条件を満たすこととなった場合に、県への変更届の提出・審査を経て等級格付けの変更を受けることが可能となります。

②対象となる一級技術職員は、直近の経営規模等評価結果通知書の審査基準日から継続して雇用されている者に限ります。

③一級技術者の選択業種は1人2業種までです（経営事項等審査と同じ）。現在の選択業種が1以下の者が、直近の審査基準日以降に新たに一級資格を取得した場合に該当する業種を選択できますが、既に選択している業種の変更は認めません。

④変更届は、出納局契約課で受理した後、経営事項審査と同様の基準で土木部事業管理課がその記載内容を確認し、その結果を受けて出納局契約課において等級格付けを変更決定します。

⑤変更届の内容は、県の入札参加登録の等級格付け判定にのみ使用し、入札参加登録の総合評点や経営規模等評価結果通知書の内容は変わりません。

3 変更届受付から等級格付け変更までの流れ（予定）

4～5月	出納局契約課で変更届けの受付
6月	土木部事業管理課で内容の審査・確認
7月1日	等級格付けの変更・入札参加業者登録簿の修正

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録における一級技術者の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程（平成13年宮城県告示第727号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、一級技術者の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(一級技術者の取扱い)

第2条 毎年度4月1日の入札参加登録の更新時において、次の各号に掲げる要件を満たす登録業者（県内に本社がある者に限る。）については、規程別表第1に規定する一級技術者数を増員し、格付けを上位等級に変更することができる。

一 総合評点や完成工事高は上位等級の要件を満たしているが、一級技術者数の要件が満たされないため上位等級に格付けされない場合であり、登録時に提出した建設業法第27条の27に規定する経営規模等評価結果通知書の審査基準日以後において、当該基準を満たす一級技術者（以下「該当技術者」という。）が在籍していること。

二 該当技術者は、直近の入札参加登録時に提出した経営規模等評価結果通知書の技術職員名簿に登載されているとともに、以降も当該登録業者への雇用が継続されている者に限る。

(審査等)

第3条 前条の規定による取扱いを受けようとする者は、別に指定する期間中に様式1及び様式1の2を知事に提出しなければならない。

2 様式1を提出する場合においては、該当技術者の資格者証等関係書類一式とともに、該当技術者の常勤性を確認できる書類を添付するものとする。

3 本条に基づく申請書類は、出納局契約課で受理後、様式2により土木部事業管理課において建設業法に基づく経営事項審査基準に則って内容確認を行い、その結果を様式3で契約課に提供するものとする。なお、当該申請書類は、格付け等級の変更に係る審査についてのみ使用するものであり、入札参加登録の評価点や経営規模等評価結果通知書の内容を変更するものではないこと。

(等級格付けの変更)

第4条 前条第3項の規定による確認後適格と認められたときは、知事は当該登録業者の一級技術者数の増員を認め、規程第5条による建設工事入札参加業者登録簿を修正するものとする。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 「宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録における1級技術者の特例に関する要領」（平成24年1月1日施行）は廃止する。

建設工事入札参加登録に係る一級技術者変更届

宮城県知事 殿

年 月 日

承認番号 第 号
 許可番号 第 号
 住所又は所在地
 商号又は名称
 代表者名 印

年 月 日付けで登録通知を受けた建設工事入札参加登録の一級技術者について、下記のとおり変更があったので届け出ます。

記

※ 該当確認 (●)	業種の 略号	営業所の名称	氏 名 生 年 月 日	資格者証等の名称	健康保険・厚生年金保険被保険者 標準報酬決定通知書	
				交 付 番 号 取 得 年 月 日 有資格者区分コード	整理番号	資格取得年月日
	コード(業種) 業種の略号		年 月 日	年 月 日		年 月 日
	コード(業種) 業種の略号		年 月 日	年 月 日		年 月 日
	コード(業種) 業種の略号		年 月 日	年 月 日		年 月 日
	コード(業種) 業種の略号		年 月 日	年 月 日		年 月 日
	コード(業種) 業種の略号		年 月 日	年 月 日		年 月 日
	コード(業種) 業種の略号		年 月 日	年 月 日		年 月 日
	コード(業種) 業種の略号		年 月 日	年 月 日		年 月 日
	コード(業種) 業種の略号		年 月 日	年 月 日		年 月 日
	コード(業種) 業種の略号		年 月 日	年 月 日		年 月 日
	コード(業種) 業種の略号		年 月 日	年 月 日		年 月 日

【注意事項】

- この様式には、平成 年度の総合評点及び等級格付の変更に係る書類の提出時又は平成 年度の入札参加登録の申請時における技術職員名簿(経営規模等評価申請時に提出したもの)に記載のある者(有資格区分が1級以外に限る)のうち、審査基準日から本書提出日までの間に一級技術者の資格を取得した者を記入すること。
- この様式に記入した一級技術者の資格者証及び前記1の経営規模等評価申請書類控えの写しを添付するとともに、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(常勤性確認)及び雇用期間を確認できる書類(雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、又は健康保険被保険者証)を添付すること。
- 1人の一級技術者が申請できる建設業の種類は2つまでとする(経営規模等評価と同様)とともに、既に選択済みの業種からの移動は認められないこと。
- ※欄には記入しないこと。

5. 「業種の略号」欄には、次のコード表により工事の種類に応じ、該当するコードを記入すること。

コード	業種	
01	土	土木工事業
02	建	建築工事業
03	大	大工工事業
04	左	左官工事業
05	と	とび・土工・コンクリート工事業
06	石	石工事業
07	屋	屋根工事業
08	電	電気工事業
09	管	管工事業
10	タ	タイル・れんが・ブロック工事業
11	鋼	鋼構造物工事業
12	筋	鉄筋工事業
13	舗	舗装工事業
14	し	しゅんせつ工事業
15	板	板金工事業
16	ガ	ガラス工事業
17	塗	塗装工事業
18	防	防水工事業
19	内	内装仕上工事業
20	機	機械器具設置工事業
21	絶	熱絶縁工事業
22	通	電気通信工事業
23	園	造園工事業
24	井	さく井工事業
25	具	建具工事業
26	水	水道施設工事業
27	消	消防施設工事業
28	清	清掃施設工事業
29	解	解体工事業
99	と解	とび・解体(経過措置)

様式1の2

誓 約 書

本変更届の添付書類について、原本の写しであることを誓約します。

年 月 日

宮城県知事

殿

住所又は所在地

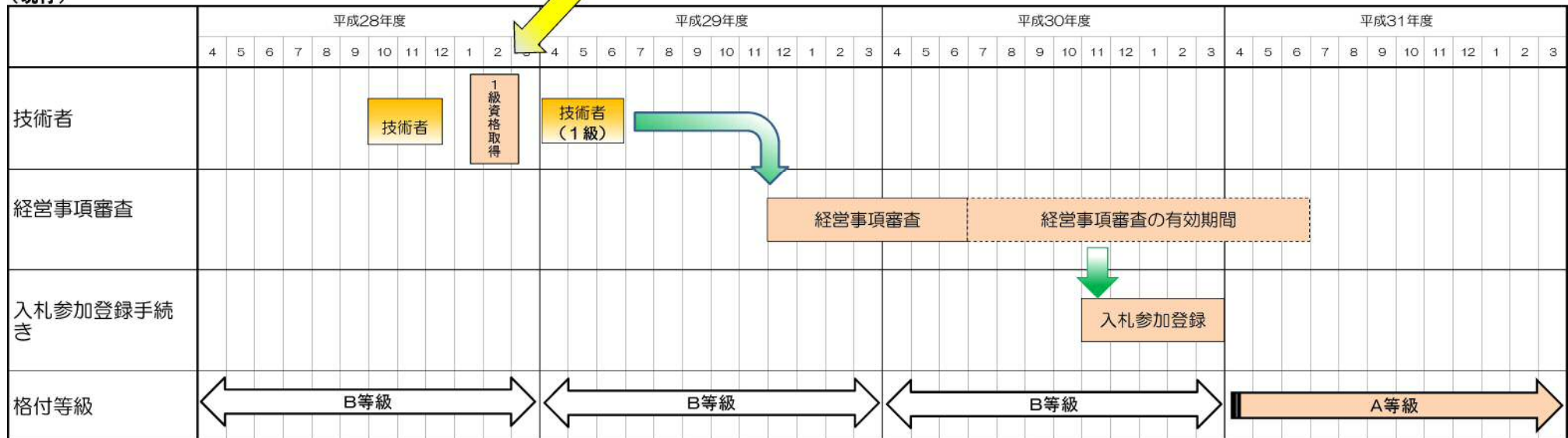
商号又は名称

代 表 者 名

印

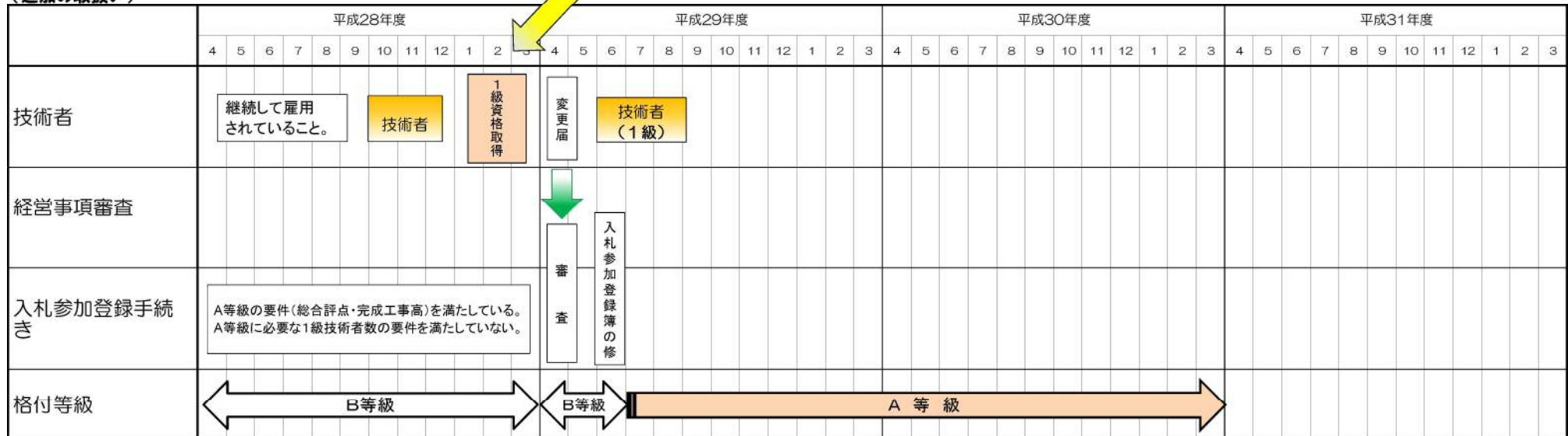
12月決算企業をケーススタディとした経営事項審査と入札参加登録のスケジュール (例: 1級土木施工管理技士の資格取得で格付等級 B等級 → A等級の場合)

(現行)



資格取得から およそ2年

(追加の取扱い)



資格取得から およそ3ヶ月